

3つのステップで考える相続・贈与対策 ～遺産分割の工夫～ その12

3つのステップで考える相続・贈与対策で、今回は、相続発生後において、共同相続人間で仲良く遺産分割協議が行える場合に、遺産分割を工夫して相続税の軽減を図る方法や、有利な納税方法について解説します。

1. 第二次相続を考慮した遺産分割

① 通算相続税

配偶者が死亡し残存配偶者がいる場合には、今回の相続税だけでなく、第二次相続までの通算相続税の軽減も考慮した遺産分割を行うことが肝要です。そこで、残存配偶者の固有の財産と第一次相続で相続する財産の合計額から、第二次相続までの間に行われる相続対策などによる財産の軽減効果などを推定して通算相続税を検証するようにします。

また、同年中に連続して相続が開始した場合には、配偶者の税額軽減の選択をしないことが通算相続税を軽減することになるケースも考えられます。これは、残存配偶者が相続した財産から相続税を控除した残額とその配偶者の固有の財産の合計額に対して第二次相続の相続税が課され、かつ、相次相続控除によって配偶者が納付した相続税が、第二次相続の相続税の計算において税額控除されるからです。

② 評価額の下がる財産・消費する財産

配偶者が、同族会社への貸付金を相続し、その後、債権放棄すれば相続財産でなくなります。その場合、債権放棄に伴って法人税の課税や同族株主へのみなし贈与の課税などに注意が必要です。また、自社株は株価対策によって評価額を下げる事ができ、最も下がったと考えられるタイミングで贈与するなどの選択肢があります。

さらに、現預金を配偶者が相続すれば、配偶者の老後生活資金が確保され安心して生活ができます。また、資金に余裕があれば子や孫などへ生前贈与などを行うこともできます。

③ 今回の相続税の軽減

第一次相続における相続税の軽減では、配偶者の税額軽減をフルに活用することで、納付すべき相続税を最も軽減することができます。そのため、配偶者が相続した宅地等から小規模宅地等の特例の選択については注意が必要です。

残存配偶者が若い場合には、第二次相続までの時間が十分あると予想されるので、できる限り配偶者の税額軽減をフル活用するような遺産分割が良いと思います。

2. 納税方法を考慮した分割

物納の要件には、金銭によって納付することが困難な場合に、困難な金額を限度して物納が認められるとされています。そのため、相続財産の中に多額の現預金が残されていると物納ができないと誤解されていることがあります。

しかし、相続税を金銭で納付することが困難であるか否かの判定は、相続人ごとに行うこととされています。そのため、現預金は配偶者が相続し、子は不動産などを相続するような遺産分割によれば、子は金銭納付が困難となり不動産の物納によることができます。その場合、不動産は物納財産のうちの第一順位の財産で、一定の要件を満たせば、原則として相続税評価額によって物納に充てることができます。

不動産の物納の場合、利用区分による優先順位の定めはありませんので、「貸宅地」などを選択して物納申請すれば、価値の低い財産を整理することができます。

また、上場株式等も同様に第一順位の財産とされているため、相続税評価額よりも物納申請時にその株式等が値下がりしている場合にも、物納によって相続税に充てれば有利な納税方法といえます。

遺産分割を工夫すれば、物納によって価値の低い財産や、値下がりした財産を相続税に充てることができます。

3. 相続税法の特例の選択

相続税の特例制度のうち、①小規模宅地等の特例と、②配偶者の税額軽減は最も多く利用されている制度です。

小規模宅地等の特例は、特例対象者がその宅地等を定められた期限までに相続等によって取得し、特例対象宅地等を相続した全員の選択同意によって適用を受けることができます。特定事業用等宅地等や特定居住用宅地等については、400㎡までの部分について80%の減額が、貸付事業用宅地等を選択する場合には、200㎡までの部分について50%の減額を受けることができますので、誰が相続した特例対象宅地等からこの特例を選択するのか慎重に判断しなければなりません。

また、配偶者の税額軽減については、配偶者の法定相続分又は16,000万円のいずれか多い金額までに相当する相続税については、配偶者の税額軽減の適用を受けることで相続税は大きく軽減されます。配偶者の税額軽減は、原則として分割された財産について適用されるとしていますので、共同相続人間で仲良く分割協議ができれば、第二次相続の軽減も考慮しながら上手に活用することができます。

(文責：山本和義)